



平成 29 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 旭 化 成 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 小 堀 秀 毅
(コード番号：3407 東証 第一部)
問 合 せ 先 広 報 室 長 楠 神 輝 美
(TEL 03-3296-3008)

単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 195 条の規定に基づき、単元株式数の変更および定款の一部変更について下記のとおり決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由：全国証券取引所において、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき普通株式の売買単位を 100 株に統一することが示されている趣旨を踏まえ、幅広い投資家層の投資機会の拡大および当社株式の流動性の向上を図るため、単元株式数の引下げを行うものです。

(2) 変更の内容：単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日：平成 29 年 10 月 1 日（日）

(ご参考) 平成 29 年 10 月 1 日をもって、東京証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由：上記の単元株式数の変更に伴うものです。

(2) 変更の内容：変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更後定款
(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は <u>100</u> 株とする。
(新 設)	<u>付 則</u>
(新 設)	第 1 条 <u>第 7 条の変更は、平成 29 年 10 月 1 日から実施する。</u>
(新 設)	第 2 条 <u>本付則は、平成 29 年 9 月 30 日まで有効とし、平成 29 年 10 月 1 日をもって本付則を削除するものとする。</u>

(3) 効力発生日

平成 29 年 10 月 1 日（日）

以 上